

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	3.1E-1				1.2E+1		6.2E+2	630.2
2	アクリルアミド							4.1E-1	0.4
3	アクリル酸エチル							3.5E+2	345.9
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3.3E+1						5.2E+0	38.4
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							3.5E+2	345.8
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル							1.0E-1	0.1
7	アクリル酸n-ブチル	1.4E+1						9.9E-1	15.0
8	アクリル酸メチル							3.5E+2	345.8
9	アクリロニトリル							3.8E+2	375.4
10	アクロレイン		6.2E+3					1.3E+3	7,545.2
11	アジ化ナトリウム	6.5E-1							0.7
12	アセトアルデヒド		3.1E+4					7.2E+3	38,466.8
13	アセトニトリル	3.0E+2						2.1E+2	517.7
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							5.1E-1	0.5
17	o-アニシジン								
18	アニリン							8.1E+0	8.1
20	2-アミノエタノール	3.0E+1			1.4E+4			3.5E+4	48,666.0
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					2.1E+2	3.6E+1		243.3
23	p-アミノフェノール							1.7E-1	0.2
24	m-アミノフェノール							8.0E-2	0.1
25	メトリブジン					2.5E+1			25.2
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	1.2E+3			1.1E+5			6.3E+4	169,197.3
31	アンチモン及びその化合物	1.3E+0						1.3E+2	128.0
33	石綿		1.4E+0						1.4
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート							8.1E-2	0.1
36	イソブレン							1.1E+4	10,535.8
37	ビスフェノールA	1.5E+1						5.1E+0	20.1
40	ピフェナゼート								
41	フルトラニル					2.3E+1			23.0
46	キザロホップエチル					7.0E+0			7.0
47	ブタミホス					5.0E+1			50.0
48	E P N								
49	ペンディメタリン					1.1E+2			112.6
50	モリネート					1.4E+3			1,440.0
51	2-エチルヘキサノ酸							2.2E+1	21.6
52	アラニカルブ					4.0E+1			40.0
53	エチルベンゼン	7.7E+4	8.5E+4	8.6E+4				5.0E+3	252,022.5
54	ホスチアゼート					1.3E+2			127.5
56	エチレンオキシド	1.3E+3						7.0E+2	2,046.7
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	6.9E+2		2.5E+2				9.3E+1	1,036.7
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	4.2E+1						1.9E+1	61.1
59	エチレンジアミン							2.6E+2	262.1
60	エチレンジアミン四酢酸	5.4E+1			9.1E+1			7.5E+2	890.3
61	マンネブ					7.5E+1			75.0
62	マンコゼブ					1.5E+3			1,477.5
63	ジクアトジプロミド					4.4E+2			436.9
64	エトフェンブロックス					6.0E+2	8.8E+1		684.4
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ							7.4E+0	7.4
70	エマメクチン安息香酸塩					2.0E+0			2.0
71	塩化第二鉄	6.8E-2							0.1

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							5.3E+0	5.3
75	カドミウム及びその化合物							5.8E+0	5.8
76	ϵ -カプロラクタム							1.5E+0	1.5
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	9.8E+4	3.1E+5	1.2E+5				7.5E+4	608,637.3
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	3.3E+0						3.6E+1	39.8
83	クメン	3.0E+2						1.3E+2	432.6
84	グリオキサール							1.4E+0	1.4
85	グルタルアルデヒド	9.8E+1						2.5E+3	2,575.4
86	クレゾール							1.1E+2	114.1
87	クロム及び3価クロム化合物	2.3E+0						9.6E+1	98.5
88	6価クロム化合物	3.3E+0		1.1E+2					108.7
89	クロロアニリン							2.2E+0	2.2
90	アトラジン								
91	シアナジン					1.4E+2			136.0
92	トルフェンピラド					1.7E+2			165.0
93	メトラクロール					4.2E+2			418.5
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					2.0E+2			202.0
96	ジフェノコナゾール					3.1E+1			31.3
98	クロロ酢酸							5.8E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチクロール					3.6E+2			363.2
101	アラクロール					1.3E+2			129.0
103	HCFC-142b							1.8E+4	18,421.9
104	HCFC-22							2.4E+5	243,917.7
108	メコプロップ					3.1E+2			309.3
113	シマジン								
114	インダノファン								
115	フェントラザミド					4.9E+2			493.5
116	ヘキシチアゾクス								
117	テブコナゾール					2.3E+2	5.8E+1		289.8
118	マイクロブタニル					1.0E+1			10.1
119	フェンブコナゾール					4.4E+1			44.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					6.9E+1			69.0
125	クロロベンゼン	1.3E+2						1.5E+2	275.4
126	CFC-115							9.8E+2	977.0
127	クロロホルム	5.4E+2						2.0E+3	2,568.6
132	コバルト及びその化合物	1.5E+1						9.1E+2	925.5
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	3.8E+2						1.3E-1	377.5
134	酢酸ビニル							4.8E+2	476.3
136	サリチルアルデヒド							3.6E-2	0.0
137	シアナミド					5.0E+0			5.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					1.4E+0	1.4E+1		14.9
140	フェンプロパトリン					1.1E+1	2.2E+1		32.3
141	シモキサニル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	5.1E+1						4.8E+2	533.7
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							2.0E+1	20.2
146	ピリミホスメチル					1.4E+2			141.0
147	チオベンカルブ					2.5E+2			246.0
148	カフェンストロール					6.5E+2			653.4
150	1,4-ジオキサン	5.6E+1						2.0E+3	2,093.6

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					1.0E+3			1,006.5
153	テトラメリン						5.2E+2		516.7
154	シクロヘキシルアミン							3.4E+1	33.8
157	1,2-ジクロロエタン	7.0E+1						3.6E+0	73.5
161	CFC-12							1.6E+4	15,841.3
162	プロピザミド					8.4E+2			838.0
164	HCFC-123							3.5E+3	3,481.7
168	イプロジオン					3.0E+1			30.0
169	ジウロン					2.2E+2		3.3E+1	253.2
170	テトラコナゾール					2.5E-1			0.3
171	プロピコナゾール					8.9E+1			88.7
172	オキサジクロメホン					4.6E+2			461.4
174	リニュロン					3.9E+1			39.3
175	2,4-D					3.1E+2			309.6
176	HCFC-141b							3.7E+4	36,617.4
178	1,2-ジクロロプロパン							6.2E+0	6.2
179	D-D					9.0E+3			8,963.0
181	ジクロロベンゼン						6.3E+2	2.4E+5	241,361.0
182	ピラゾキシフェン								
183	ピラゾレート					5.9E+2			589.0
184	ジクロベニル					3.7E+2			365.8
185	HCFC-225							1.1E+4	11,447.6
186	塩化メチレン	3.4E+4						1.7E+1	34,481.0
187	ジチアノン					8.4E+1			84.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							2.6E+2	257.5
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					2.6E+2			256.0
193	エチルチオメトン					1.1E+3			1,115.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.4E+2			140.0
196	メチダチオン					1.9E+2			188.0
197	マラソン					2.1E+2			213.0
198	ジメトエート					5.5E+1			55.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							2.2E-6	0.0
203	ジフェニルアミン							1.3E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							4.0E+0	4.0
206	カルボスルファン					3.6E+1			36.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	1.1E+1					1.6E+1	6.4E+0	33.1
209	ジプロモクロロメタン							4.6E+2	455.7
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							5.0E+3	5,010.6
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					2.0E+3			1,979.2
213	N,N-ジメチルアセトアミド	2.5E+2						3.2E+3	3,477.9
216	N,N-ジメチルアニリン							2.5E+0	2.5
217	チオスクラム								
218	ジメチルアミン	7.1E+1						2.1E+1	91.6
221	ベンフラカルブ					5.8E+2			576.0
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	1.2E+2			9.4E+3			2.5E+2	9,755.4
225	トリクロロホン					4.4E+2	4.8E+0		444.8
227	バラコート					2.9E+2			290.0
229	チオファネートメチル					1.8E+3			1,813.1
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	9.3E+3							9,265.9
233	フェントエート					5.4E+1			54.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	5.1E+0						6.3E+1	68.0
239	有機スズ化合物	8.7E-1							0.9
240	スチレン	2.1E+3	2.5E+4	2.1E+0				8.6E+2	28,065.4
242	セレン及びその化合物							2.4E+2	236.4
243	ダイオキシン類							7.0E+2	697.9
244	ダゾメット					7.3E+3			7,252.0
245	チオ尿素							2.5E+2	246.3
248	ダイアジノン					1.4E+3	3.7E+0		1,425.7
249	クロルピリホス					4.3E+1			43.0
250	イソキサチオン					6.1E+2			608.0
251	フェントロチオン					1.7E+3	2.9E+2		2,011.0
252	フェンチオン					1.6E+2	1.1E+2		270.3
253	プロフェノホス					4.0E+1			40.0
254	イプロベンホス					1.7E+1			17.0
255	デカブロモジフェニルエーテル							2.9E+0	2.9
256	デカン酸							3.7E-3	0.0
257	デカノール							1.9E-1	0.2
258	ヘキサメチレンテトラミン							2.6E+2	256.8
259	ジスルフィラム	8.2E+1							82.3
260	クロロタロニル					2.8E+3			2,794.0
261	フサライド					1.3E+2			134.5
262	テトラクロロエチレン	5.9E+3						6.6E-1	5,918.7
266	テフルトリン					6.4E+1			63.5
267	チオジカルブ					2.3E+2			234.0
268	チウラム	7.1E+1				3.6E+2			430.7
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.9E-1						1.3E+3	1,331.7
273	n-ドデシルアルコール							1.6E-5	0.0
275	ドデシル硫酸ナトリウム	2.8E+2			1.6E+4			9.6E+3	25,776.9
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	2.2E+1						3.7E+2	395.7
278	トリエチレンテトラミン	2.5E+0							2.5
281	トリクロロエチレン	1.1E+4						6.0E-1	11,026.0
282	トリクロロ酢酸	3.1E+0						6.3E+1	65.7
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					4.5E+3			4,463.3
286	トリクロピル					4.4E+1			44.0
288	CFC-11							2.2E+4	21,590.9
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							1.8E+2	181.7
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					8.3E+2			829.8
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.2E+4	2.7E+3					8.0E+2	25,105.4
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.5E+4	2.9E+4	3.3E+3				1.7E+3	48,829.9
298	トリレンジイソシアネート							2.4E-5	0.0
299	トルイジン							2.2E-1	0.2
300	トルエン	2.4E+5	5.0E+5	8.0E+4				2.6E+4	846,417.7
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	2.6E+1						5.5E+3	5,493.1
305	鉛化合物	4.2E+1		4.6E+2				3.8E+2	881.7
308	ニッケル							1.8E+2	184.8
309	ニッケル化合物	7.9E+0						1.8E+3	1,834.4
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							5.0E-2	0.1
319	n-ノニルアルコール								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							3.4E+2	341.1
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					3.4E+2			337.5
325	オキシシン銅					4.1E+2			405.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					2.6E+2			257.0
329	ポリカーバメート					5.8E+2		5.4E+3	6,019.4
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド							7.2E-2	0.1
331	カズサホス					3.6E+1			36.0
332	砒素及びその無機化合物							2.9E+1	29.1
333	ヒドラジン	5.4E+1						2.9E+3	2,994.4
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							5.7E+0	5.7
336	ヒドロキノ	1.5E+0						1.7E+3	1,663.2
340	ビフェニル								
341	ビペラジン							3.1E+2	313.5
342	ピリジン							1.5E+2	145.7
343	カテコール							2.0E+1	19.8
346	2-フェニルフェノール							2.3E+2	231.2
348	フェニレンジアミン							1.3E-1	0.1
349	フェノール	1.8E+1						2.2E+0	20.0
350	ペルメトリン					1.1E+2	2.9E+2		391.3
351	1,3-ブタジエン		2.8E+4					1.9E+3	30,125.6
354	フタル酸ジ-n-ブチル	2.6E+2		4.1E+2				1.6E+1	683.6
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1.1E+2		1.8E+1				3.0E+1	154.6
357	ブプロフェン					7.5E+1			75.0
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					2.7E+2			265.0
361	シハロホップブチル					2.5E+2			246.4
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					4.0E+2			400.0
364	フェンピロキシメート					1.4E+1			14.0
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット								
370	ピリダベン					2.0E+1			20.0
371	テブフェンピラド					1.0E+1			10.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	6.4E+2						3.7E+4	37,803.4
376	ブタクロール					1.0E+3			1,008.0
377	フラン								
378	プロピネブ					4.9E+2			490.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							1.5E+3	1,523.9
382	ハロン-1301							4.0E+1	40.0
383	プロマシル					9.3E+1			93.4
384	1-ブromopropan							5.3E+1	52.5
385	2-ブromopropan								
386	臭化メチル					5.4E+3			5,440.8
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	9.3E+1			6.8E+2			3.6E+2	1,128.3
390	ヘキサメチレンジアミン							1.5E-2	0.0
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート							2.8E-1	0.3
392	n-ヘキサン	5.9E+4	7.7E+3					3.1E+3	69,681.9
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							4.3E+1	42.7

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.0E+1							10.3
398	塩化ベンジル							2.4E-1	0.2
399	ベンズアルデヒド		9.2E+3					2.7E+3	11,863.0
400	ベンゼン	2.0E+3	1.3E+5					1.1E+4	141,623.8
402	メフェナセツ					8.4E+2			839.5
403	ベンゾフェノン							9.1E-2	0.1
405	ほう素化合物	1.6E+2					2.3E+1	7.6E+4	76,263.4
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	1.5E+4			2.5E+5			2.3E+4	292,768.0
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	1.8E+2			3.0E+3			2.5E+2	3,398.7
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	4.7E+2			2.5E+4			1.9E+4	44,746.0
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	2.0E+3			2.4E+3			2.0E+3	6,357.1
411	ホルムアルデヒド	4.4E+3	8.1E+4					2.0E+4	105,986.5
412	マンガン及びその化合物	1.2E-1						1.3E+2	131.3
413	無水フタル酸							9.2E-2	0.1
414	無水マレイン酸							1.4E+1	13.7
415	メタクリル酸	5.3E+0						5.2E+4	52,039.6
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							2.5E-7	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							1.8E+0	1.8
420	メタクリル酸メチル							1.6E+2	161.3
422	フェリムゾン					1.5E+2			154.0
423	メチルアミン							1.5E-2	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					4.0E+1			40.0
427	カルバリル					9.8E+1	2.9E+2		383.0
428	フェノブカルブ					5.2E+2	4.0E+2		920.7
429	ハロスルフロンメチル					3.8E+1			37.8
430	インドキサカルブ					5.0E+0			5.0
431	アゾキシストロピン					2.4E+2			241.2
432	アミトラズ								
433	カーバム					1.3E+3			1,250.0
434	オキサミル					1.6E+1			16.0
435	ピリミノバックメチル					4.0E+0			4.0
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	2.8E+3					3.3E+1	1.3E+2	2,991.3
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							3.7E+0	3.7
442	メブロンル					6.0E+1			60.0
443	メソミル					6.7E+2			666.0
444	トリフロキシストロピン								
445	クレソキシムメチル					9.4E+1			94.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1.6E+3							1,634.1
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					2.5E+2			248.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	7.3E+0						2.5E-2	7.3
453	モリブデン及びその化合物	5.2E+1						1.7E+3	1,712.9
455	モルホリン	3.2E+1						2.2E+3	2,255.0
456	りん化アルミニウム					3.9E+2			385.0
457	ジクロロボス						8.4E+2		841.3
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							6.9E+0	6.9
460	りん酸トリトリル							4.4E-4	0.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							4.3E+1	42.6
462	りん酸トリ-n-ブチル							3.2E-2	0.0
合 計		6.1E+5	1.2E+6	2.9E+5	4.3E+5	6.3E+4	3.7E+3	1.1E+6	3,775,114.7

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。